

会員各位

KCAA グループ規約一部改定のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、KCAA グループ総則について、下記の通り改定し、運用変更させていただきます。

記

2024年11月1日以降オークションより適用

【改定内容】

・総則内、各文言変更

「名義変更の期限」・「名変期限」 ⇒ 譲渡書類有効期限

「名変コピー」・「名義変更写し」 ⇒ 名義変更完了通知

「名変遅延ペナルティー」 ⇒ 譲渡書類有効期限遅延ペナルティー

・冠水車規定変更

災害や自らの浸水などにより、水または泥等がドア等の車体開口部下面より室内に侵入したもの、またはその痕跡があるもの。

キャブオーバー形状については災害や自らの浸水などにより、水または泥等がトラック車両の左右メインフレームの下面を超えたもの、またはその痕跡があるもの。

ボンネット形状については乗用車の判定基準とする。

* 上記規定については KCAA 事務局にて裁定・判断されたもののみとする。

・規約変更

第 29 条 車両の移転登録

旧) 3. 落札店は、登録書類を受領した場合には オークション開催日の翌月末迄に移転登録の手続きを完了しなければなりません。

新) 3. 落札店は、登録書類を受領した場合には 法令を遵守しすみやかに名義変更の手続きを完了しなければなりません。ただし、落札車両が一時抹消登録（軽自動車における返納）の場合は除く。
尚オークション開催日の翌月末迄を譲渡書類有効期限とする。（出品票に有効期限の記載がある場合を除く）

要約・・法令に従いすみやかに名義変更の手続きをしなければならない。

第 40 条 落札車両の書類

旧) 3. 落札車両の 名義変更写しは毎月 5 日（落札した月の翌々月）迄に事務局に送付しなければなりません。又、名変写し等が前日迄に送付されない場合は、普通自動車に限り登録事項等証明交付手数料として 3,000 円を請求し、保証金は没収します。

新) 3. 落札車両の 名義変更完了通知は譲渡書類有効期限迄に事務局に送付しなければなりません。又、名義変更完了通知が前日迄に送付されない場合は、保証金は没収し普通自動車に限り登録事項等証明交付手数料として 3,000 円を請求します。

要約・・名義変更完了通知（名変コピー）は譲渡書類有効期限（名変期限）までに提出しなければならない
以上